

## 「市原ふるれんネット」 規則

「市原ふるれんネット」は「ふるさと市原をつなぐ連絡会（略称：ふるれん）」が運営する Web サイトです。

### 1. 目的

- (1) 会員および会が依頼した方（以下投稿者）が保有する歴史・文化・くらしの調査研究成果・収集資料等を Web サイトに公開することにより、会員および一般市民の学習を支援する。
- (2) 調査研究成果・収集資料等をサーバーに保管することにより、これらが死蔵・散逸することを防止する。
- (3) 「いちはらまるごとミュージアム」をワンストップで体験できる場を提供する。
- (4) あわせて会員間の連絡・コミュニケーションの場も提供する。

### 2. 運営全般

- (1) 運営はふるれん事務局（以下運営者）が行ない、運営費用はふるれん会計で賄い、投稿者への原稿料・謝礼は支払わない。
- (2) 運営者は投稿内容が以下と判断した時は掲載拒否、掲載削除をできる。
  - ・ 営利を目的としたもの
  - ・ 反社会的なもの
  - ・ 人権を守らないもの
  - ・ ふるれんネットの趣旨にそぐわないもの
- (3) 運営者は投稿記事を原則としてそのまま掲載するが、内容に疑義があるときは投稿者と調整を行うことができる。
- (4) 運営者は投稿者から掲載記事の変更・削除の要求があればそれを実施する。  
また運営者は投稿者の了解なしに投稿内容を変更しない。
- (5) 掲載物には投稿者の氏名のみを公表し、連絡先等個人情報の公表は行わない。
- (6) 掲載記事に関して下記の注記をトップページに記載する。
  - ・ 掲載内容には個人の見解や口伝など、信憑性が明確でないものも掲載している
  - ・ 掲載記事に誤りがあればその修正を行うが、当該記事から発生したトラブルの責任は運営者・投稿者ともに負わない
  - ・ 掲載記事の著作権は投稿者にあり、引用は商用を除き自由であるが引用元を明記すること
- (7) サーバー容量が限界に達する恐れがあるときは、掲載記事の削除を行うことがある。

### 3. 投稿

- (1) 投稿者はふるれん会員または会が依頼した方に限定する。
- (2) 投稿記事は投稿者の地元に関する歴史・文化、くらしのものであればなんでも可。
  - ・口伝、言伝え、思い出なども可
- (3) 投稿記事には氏名を明記する。匿名・ペンネームは不可。
- (4) 投稿記事は投稿者が著作権を有するものであること。(口伝等除く)  
また記事中に引用があるときは引用元・引用範囲を明確にすること。
- (5) 投稿記事は過去に有償発刊物に掲載されておらず、またその予定のないものに限る。
- (6) 掲載記事は閲覧者がダウンロードすることを許可できるものに限る。
- (7) 投稿記事は文書・画像はPDF形式、動画は50Mb以下MP4形式とする。
  - ・投稿者はPDF、MP4変換の支援を運営者に依頼できる
- (8) イベント情報は規定様式で投稿すること。

### 4. 掲載法

- (1) 地区ごとに分類して掲載する。地区は別紙参照  
地域をまたぐものは「広域情報」に掲載する。
- (2) 地区内には投稿記事のほか、当該地区の活動団体・個人の紹介などを掲載する。
- (3) 外部サイトとの相互リンクをおこなう。

以上

